

木材の安定供給を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則

平成26年9月25日
独信基301平成26年度第18号
平成27年4月1日
独信基301平成26年度第35号
平成28年3月17日
独信基301平成27年度第38号

(目的)

第1条 この業務細則は、林業・木材産業の持続的発展のためには川上から川下へ木材の安定供給を行うことが不可欠であることに鑑み、協定等を締結して木材の安定的な取引を行っていく上で必要な運転資金に係る債務保証（以下「木材安定供給保証」という。）を行うに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）の特例を定めることを目的とする。

(被保証者の資格)

第2条 木材安定供給保証の被保証者の資格を有する者は、細則第3条に定める資格を有する者であって、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 次の要件を満たす木材の安定供給に関する協定等（以下「協定等」という。）に参画している者であること
 - イ 協定等の取決めにおいて、①協定等の期間②木材取引量③木材取引価格又は価格決定の考え方が明示されていること
 - ロ 協定等の期間は原則として1年を超えるものであること（ただし、国有林野事業によるシステム販売（民有林と連携したものを含む。）などにおいて協定等の期間が1年以下の場合は、保証の依頼者が前年度に協定等に参画していること（保証の依頼者が協定等に初めて参画する場合はこの限りでない。）及び次年度以降も協定等に参画する意思を有すること）。
 - ハ 協定等の当事者の一方が有利になった協定等の内容になっていないこと。
- (2) 自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過であっても改善の見込みがあること
- (3) 融資機関借入金に延滞がないこと
- (4) 融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- (5) 原則として直近3期連続営業利益を計上していること

(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第3条 木材供給安定保証の保証に係る資金の種類は、協定等を締結して木材の安定的な取引を行っていく上で必要な運転資金であって次に掲げるものとする。

- (1) 細則第5条第1項第1号に掲げる資金（同号ロ又はハに該当するものに限る。）
- (2) 細則第5条第1項第2号に掲げる資金（同条同項第1号に掲げる資金のうちロ又はハ

に掲げるものに限る。)

(3) 細則第5条第1項第3号に掲げる資金（イ又はロに掲げる資材を供給するためのものに限る。)

(4) 細則第5条第1項第5号に掲げる資金（木材の卸売のために必要なものに限る。)

2 前項の資金の借入期間の最高限度は、細則第5条第2項第2号の規定にかかわらず、5年とする。

ただし、細則第5条第4項第2号に掲げる資金を除く資金であつて、理事長が資金の借入当初から特に必要と認めた場合は、7年とする。

(一被保証者についての保証の範囲及び借入金の元本の限度額)

第4条 木材安定供給保証により信用基金が保証する債務の範囲については、細則第7条第1項ただし書きは適用しない。

2 保証に係る借入金の元本の限度額は、5千万円とする。

(債務保証の申込みの際の添付書類)

第5条 木材安定供給保証における細則第9条第1項及び第2項に定める書類の提出にあつては、保証を依頼しようとする者が参画している協定等の取決めに係る書類（保証に係る資金が林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第4条第3項第3号に該当する場合は、細則第9条第3項第3号に定める書類を含む。）を添付させるものとする。ただし、添付書類の内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

(保証料率)

第6条 木材安定供給保証における保証料率は、細則第15条第1項の規定にかかわらず、次表に掲げる保証料率のうち、被保証者の財務状況等のリスクに応じていずれかの料率を適用する。

保証料率
年 0.15 パーセント
年 0.30 パーセント
年 0.45 パーセント
年 0.68 パーセント
年 0.83 パーセント
年 0.98 パーセント
年 1.13 パーセント
年 1.35 パーセント

(担保の徴求)

第7条 細則第17条の規定にかかわらず、担保の提供を原則として求めないものとする。

(細則の準用)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほかは、細則を準用する。

(適用期間)

第9条 本細則は、平成33年3月31日までに保証の申込みを受理したものに適用する。

附則

1 この特例細則は、平成26年10月1日から施行する。

附則

2 この特例細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

3 この特例細則は、平成28年4月1日から施行する。